	第１回　金山町農業委員会総会議事録 1.　開催日時　令和８年７月２０日（月）　午前９時～ 2.　開催場所　役場第２庁舎大会議室 3.　出席委員　全員出席 4.　議　　事 ・議案第１号　金山町農業委員会会長の互選について ・議案第２号　金山町農業委員会会長職務代理者の互選について ・議案第３号　議席の決定について
事務局長	本日は、農業委員会総会にご参会いただきましてありがとうございます。私は、農業委員会事務局長の庄司です。よろしくお願い申し上げます。農業委員の任期満了による任命の後、最初の農業委員会総会でございますので、臨時議長が決まるまで暫時の間、私が進行させていただきます。この総会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第１項ただし書きの定めによる、金山町長の招集による総会であります。早速ですが、総会を招集いただいた佐藤町長よりごあいさつをお願いします。
佐藤町長	おはようございます。一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに令和８年７月２０日より３年間の任期を迎えられます、農業委員の辞令交付式並びに第１回総会がこのように挙行されますことをお慶び申し上げます。委員の皆様におかれましては、日頃からそれぞれの地域において本町農業の振興に多大なるご尽力をいただいておりますこと、さらには重責を伴う農業委員の就任をお引き受けいただきましたことに任命者として深く感謝を申し上げます。皆様全員の任命にあたりましては、先立って開催されました６月の町議会におきまして、全員賛成というこれ以上ない大変力強いご同意をいただき本日を迎えることができました。これは皆様の日頃の地域へのご貢献と高い見識に対して、町議会ひいては町民の皆様全体から大きな期待と信頼が寄せられている証でございます。 さて、本町農業委員会におきましては、今後の時代を見据えた組織の効率化と機能強化を図るため、この度、定員４名でありました農地利用最適化推進委員を廃止し、農業委員１０名への一本化を行うことといたしました。これにより現場の課題と委員会がダイレクトに結びつき、意思決定の迅速化と、より一体となった効率的な運営が図られるものと確信をいたしております。 この新たなスタートとなる今回の改選では、定員１０名のうち、これまで本町農業を支えていただいた６名の再任の皆様に加え、新たに４名の新任委員をお迎えいたしました。また、女性の視点から地域農業を見つめ直していただく女性委員１名にも、前回に続いてご参画をいただいております。これまでの経験に裏打ちされた安定の力と、新たな風を吹き込んでいただく世代の活力が見事に融合した、非常に頼もしい１０名の体制が整いましたことを大変心強く、嬉しく感じております。 現在、我が国、そしてこの金山町の農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や労働力不足など極めて厳しい課題に直面しております。皆様が担う農地利用最適化の重要

	性はこれまで以上に高まっており、まさに本町農業の未来は皆様の双肩にかかっていると言っても過言ではございません。議会全員の賛成、そして町民の皆様の期待を背に、皆様が地域に根ざし、農家の皆様の生の声を丁寧に汲み上げながら、現場に即した力強い活動を展開していただくことを切にお願い申し上げます。町といたしましても、皆様と緊密に連携を図りながら、意欲ある農業者が安心して経営に励み、次世代が夢を持てる農業環境づくりに全力を尽くしてまいる所存でございます。 委員の皆様には、本日からの３年間、健康に十分ご留意いただき、それぞれの専門知識と情熱を遺憾なく発揮していただきますようお願いを申し上げます。結びに、金山町農業委員会の今後のご発展と、委員皆様のご健勝、ご活躍を心よりご祈念申し上げまして、挨拶といたします。本日からどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。ここで町長は退席となります。 （佐藤町長退席） 続きまして、お手元の総会資料をご覧ください。３番の「臨時議長選任」になります。任命後最初の総会でありますので、会長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の普通地方公共団体の議会の規定にならい、出席委員の年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととしていかがでしょうか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございましたので、一任されたものと認めます。臨時議長には須賀幸一委員にお願いします。 なお、臨時議長が選任されましたので、事務局の進行はここまでとさせていただきますが、会長、会長代理の互選の進め方をあらかじめご説明いたします。 会長と会長代理は、農業委員会等に関する法律第５条の規定により委員が互選することとなっております。互選の方法は「投票」と「指名推薦」の２つの方法があります。投票は文字通り投票を行いますが、法律上、立候補制ではないため立候補はできません。したがいまして、会長や会長代理を担いたいという方は、この会議の席上での立候補の表明はできません。そのため一旦会議を休憩させていただき、休憩中に立候補の表明をしていただくことになります。立候補の表明が終わり次第休憩を打ち切り、会議を再開して投票に入ります。休憩中の進行は事務局が当たりますのでよろしくお願いいたします。 次に、指名推薦の場合についてですが、「一人の人をみんなで選ぶ」というのが指名推薦の大前提です。この場合、出席者全員の賛成が必要であることはもちろんのこと、指名推薦で選出することについても全員の賛成が必要となります。例えば、指名推薦の方法で会長や会長代理を選出することに全員が賛成した場合であっても、誰を指名するかという段階になって動議で複数の方の名前が上がった場合には、指名推薦

	の方法をとることはできませんので、直ちに投票による選出に切り替えることとなります。通常、指名推薦は投票による煩雑さを避けるためにとられる方法で、地方議会でもそうですが、事前にお互い話し合いを行い、誰を会長や代理にするかあらかじめ決めている場合にとられるのが一般的です。それでは臨時議長である須賀委員に進行をお願いいたします。 （全員くじ引きを行う） 《仮議席》１番　丹裕之委員、２番　大山順子委員、３番　正野博委員、 ４番　松田尚貴委員、５番　片桐久志委員、６番　須賀幸一委員、 ７番　松澤勇委員、８番　青柳栄一委員、９番　遠藤紀章委員、 １０番　細谷俊一委員
臨時議長 （須賀委員）	仮議席は、ただ今お座りの議席番号です。それではくじの番号の席にご移動してください。 （席移動） 次に、議事録署名委員の指名を行います。仮議席番号 1 番 丹裕之委員、仮議席番号 2 番 大山順子委員のお二人にお願いします。
丹委員	はい。
大山委員	はい。
臨時議長	それでは議案審議に入ります。議案第 1 号「金山町農業委員会会長の互選について」を上程します。会長は農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、委員が互選した者をもって充てることになっています。投票の方法であれば休憩時間に会長を担いたいという人が意見を表明し投票の参考にするということになります。なお、投票ではなく指名推薦をするためにはその旨の動議をし、その動議に委員全員が賛成する必要があります。委員全員の賛成が得られない場合は指名推薦での互選はできません。それではここで暫時休憩します。 （一時休憩、その後再開） 休憩を打ち切り再開します。それでは会長の互選の方法についてお諮りいたします。指名推薦、投票のどちらの方法がよろしいか発言願います。
片桐委員	はい。５番、片桐です。指名推薦をお願いしたいと思います。
臨時議長	ただ今、片桐委員から会長互選の方法について指名推薦の動議が提出されました

	が、他にありませんか。 （なしの声） 他にないようでしたら指名推薦による互選について異議ありませんか。 （異議なしの声） 全員賛成です。ただ今から指名推薦による方法で会長を互選します。推薦をお願いします。
片桐委員	はい。５番、片桐です。青柳委員を会長に推薦いたします。
臨時議長	ただ今、片桐委員から青柳委員を会長に推薦したいとの動議がございました。この動議に異議のある方は発言をお願いします。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。それではこの動議を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成です。よってこの動議は採択されましたので、青柳委員を金山町農業委員会会長に決定しました。 ただ今、会長が決まりました。金山町農業委員会会議規則第５条の規定により、会長が会議の議長となり議事を整理することになっていますので、これ以降の議事の進行は会長が進めることになります。皆様のご協力により、無事、臨時議長の務めを果たすことができました。ご協力ありがとうございました。
議長 （青柳会長）	ただ今、皆さんからご推薦を受けまして、２回目の会長ということで務めさせていただくことになりました。私も農業委員となって今回が５期目、１３年目に入ります。当初から見ますと農業委員会の仕事もすごく増えてきております。そんな中、皆様と日々勉強しながら、また事務局と連携を図りながら、３年間務めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。 それでは引き続き議事を進めてまいります。議案第２号「金山町農業委員会会長職務代理者の互選について」に入ります。農業委員会等に関する法律第５条第５項の規定には「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とあります。それではここで暫時休憩いたします。

	（一時休憩、その後再開）
議長	休憩を打ち切り再開します。それでは会長職務代理者の選出方法についてお諮りいたします。指名推薦、投票のどちらの方法がよろしいか発言願います。
正野委員	はい。３番、正野です。指名推薦によることを望みます。
議長	ただ今、正野委員から会長職務代理者の選挙の方法について指名推薦の動議が提出されましたが、他にありませんか。 （なしの声） 他にないようでしたら指名推薦による互選について異議ありませんか。 異議なしの声がございますので、それではこの動議を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成であります。ただ今から指名推薦による方法で会長代理を互選します。推薦をお願いします。
正野委員	はい。３番、正野です。片桐委員が良いと思います。
議長	ただ今、正野委員から片桐委員を会長代理に推薦したいとの動議がございましたが、この動議に異議のある方は発言願います。 （異議なしの声）
議長	異議なしのようでありますので、それではこの動議を採決することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成であります。よって動議は採決されましたので、片桐委員を金山町農業委員会会長職務代理者に決定いたしました。それでは片桐会長代理より一言挨拶をお願いします。
片桐会長代理	はい。片桐です。農業委員３期目となりました。青柳会長を補佐しながら頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長	どうもありがとうございました。次に議案第３号「議席の決定について」に入ります。議席については議事の進行上、会長と代理は隣り合っていた方が合理的であるため、会長を末番の 10 番、代理を末番のひとつ前の 9 番にしてきた経緯がありますので、今回もこのようにさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
議長	なお、議席の決定は金山町農業委員会会議規則第 4 条の規定により、あらかじめ抽選で定めることになっておりますので、10 番、9 番を除いてただ今から議席の抽選を行います。抽選は仮議席の若い番号の方から順にくじを引いてくださるようお願いを申し上げます。 （くじ引きを行う） （席移動） くじ引きが終わったようですので、それぞれ決定した議席に移動をお願いいたします。それでは議席の確認のため、事務局から議席番号と当該議席の委員の氏名を読み上げてください。
事務局	ただ今より、議席番号と委員のお名前を申し上げます。 １番　遠藤　紀章　委員 ２番　松田　尚貴　委員 ３番　丹　裕之　委員 ４番　正野　広　委員 ５番　須賀　幸一　委員 ６番　細谷　俊一　委員 ７番　大山　順子　委員 ８番　松澤　勇　委員 ９番　会長代理　片桐　久志　委員 １０番　会長　青柳　栄一　委員 以上でございます。
議長	ただ今事務局が読み上げた議席番号と氏名の順番をもって正式な議席番号とします。本日の議案審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、金山町農業委員会第１回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

	議　　長　　青　柳　　栄　一 議事録署名委員　　丹　　裕　之 議事録署名委員　　大　山　　順　子